官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○法務省組織令の一部を改正する政令（一八六）　二
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八七）　三
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八八）　三
○国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八九）　四
○船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令（一九〇）　五
〔省　令〕
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（法務三二）　九
○国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令（財務五〇）　一〇
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二三）　一〇
〔法規的告示〕
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（農林水産六七八）　一九
○飼料の公定規格の一部を改正する件（同六七九）　二〇
〔その他告示〕
○第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定の署名及び効力発生に関する件（外務一六二）　二
○肥料を登録した件（農林水産六八〇、六八一）　二
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同六八二）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三
貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程の変更認可に関する公示（同）　三
国家試験
令和七年司法試験の試験場（司法試験委員会）　三
令和七年司法試験予備試験の試験場（同）　三
令和七年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　三
令和七年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　三
令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第一八六号）（法務省）

1　出入国在留管理庁出入国管理部審判課の所掌事務を変更することとした。（本則関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月一五日）から施行することとした。

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（警察庁）

1　司法書士等が取引時確認をしなければならない業務から、刑事手続に係る帰国等保証金の納付についての代理等に係る業務を除くこととした。（第八条関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月一五日）から施行することとした。

◇刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（法務省）

1　刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）の一部の施行に伴い、一定の事由が生じた後直ちに釈放すべき事由として、刑事訴訟法（昭和二三年法律第一三一号）第四九四条の五の規定により拘置されている者の拘置の期間の満了を定めることとした。（第二三条関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月一五日）から施行することとした。

◇国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（財務省）

1　刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国の債権の管理等に関する法律施行令第三条第四号に掲げる没取金に、同法による改正後の刑事訴訟法の規定による没取金を加えることとした。（第三条関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月一五日）から施行することとした。

◇船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（国土交通省）

1　船舶安全法第四条第一項の規定を当分の間適用しない船舶の範囲から、沿海区域を航行区域とする旅客定員を有する船舶等を除くこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年六月一日から施行することとした。